

南部箕蚊屋広域連合職員の服務、分限、懲戒等に関する規則

平成11年7月19日 規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合職員の服務、分限、懲戒等に関する条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第7号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の服務、分限、懲戒等の規則の準用)

第2条 職員の服務、分限、懲戒等については次に掲げる南部町の規則を準用する。

- (1) 南部町職員の分限に関する規則（平成16年南部町規則第30号）
- (2) 南部町職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（平成16年南部町規則第32号）
- (3) 南部町職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成16年南部町規則第33号）
- (4) 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年南部町規則第35号）
- (5) 南部町職員の育児休業等に関する規則（平成16年南部町規則第37号）
- (6) 南部町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年南部町規則第4号）

第3条 この場合において「町長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第3号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。